見附市トイレトレーラー貸出に関する内規

１　趣旨

　　この要綱は、見附市（以下「市」という。）が所有するトイレトレーラーを貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　貸出対象事業等

　　トイレトレーラーの貸出しは、各種イベント、行事等で、次の各号のいずれかに該当する事業等（以下「対象事業等」という。）を対象として貸出し、利用を認めるものとする。ただし、公序良俗に反するもの、政治活動、宗教活動を目的とするイベントと判断される場合は対象事業とはしない。また、市外での貸出しの場合は原則、トイレトレーラーの展示のみとする。

　（１）　市や市の関係機関、国、県、他自治体等が主催、共催または後援等で関わる公的なイベント

　（２）　市内で活動する市民活動団体や事業組合等が主催するイベント

　（３）　市内・市外に関わらず、防災に関わるイベントで、防災普及啓発、トイレトレーラー及び「みんな元気になるトイレ」プロジェクトの広報に資するイベント

３　貸出条件

　（１）　貸出期間は対象事業等が開催される期間（設置・清掃撤収に要する日を含む）とし、最長７日間までとする。

　（２）　設置場所に傾斜がなく、十分な空地が確保されていること(幅８．５メートル以上、奥行８メ

ートル以上）

　（３）　設置場所へのトイレトレーラー進入が可能であること（十分な道幅・鋭角に曲がる路地の有

　　　　無の確認）

　（４）　使用前に取り扱い説明を受けること（市内貸出しの場合のみ）

　（５）　貸出期間中、運営・管理は申請者が行うこととし、故障・破損の防止に努めること。

　（６）　使用後の汲み取り・清掃は業者対応とし、経費は申請者により負担をすること（市内貸出しの場合のみ）

　（７）　トイレトレーラー設置場所までの移動に係る経費（高速道使用料・燃料費）は申請者により負担をすること（市外貸出しの場合のみ）

４　貸出申請

　　申請者は、貸出しを受けようとする日の１ヶ月前までに見附市トイレトレーラー借用申請書（様式第１号）、その他必要な書類を添えて、市に提出するものとする。

５　貸出許可

　　市は見附市トイレトレーラー借用申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、トイレトレーラーの貸出しを許可するものとする。

６　貸出許可の取消し等

　　市は次のいずれかに該当するときは、見附市トイレトレーラー貸出許可を取消し、現に貸出中の場合であっても、その貸出しを中止することができる。

　（１）　災害派遣その他緊急かつやむを得ない事由により、市がトイレトレーラーを使用する必要が生じたとき。

　（２）　トイレトレーラーが故障等の理由により貸出しをすることができなくなったとき。

　（３）　貸出対象とならなくなったとき、または貸出条件に反する違反をしたとき。

７　貸出料

　　トイレトレーラーの貸出料は、無料とする。ただし、燃料費、汲取費その他の経費は、申請者の負担とし、経費内訳及び支払い方法は別に定める。

８　貸出し及び返却

　　市と申請者が協議して定めた日時及び場所においてトイレトレーラーの貸出しを受け及びこれを返却するものとし、トイレトレーラーの移動は市職員が行うものとする。

貸出し又は返却に当たっては、市職員の確認を受けなければならない。

９　事故等の責任

　　使用中の事故に係る損害賠償については加入する損害賠償保険額の範囲内とし、その額を超えるときは申請者で補填をするものとする。

１０　その他

　　　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附　則

　この内規は、令和３年１２月２２日から運用する。